

多摩市民生委員業務「友愛訪問名簿」及び「地域包括支援センター見守り名簿・
高齢者見守り相談窓口見守り名簿」の見直しについて

1 背景及び概要

近年は、新型コロナウイルスの他に地震や台風などの自然災害時の対応も重要となっており、特に高齢者は自力での避難や対処が困難で、周囲からの避難援助が必要である。その方々の支援については、高齢独居世帯の増加や地域コミュニティの希薄化等により、災害時等により効率的・効果的な対応を求められることになる。

令和2年5月に新型コロナウイルス感染症拡大防止を受けて、民生委員と地域包括支援センター・高齢者見守り相談窓口の連携による高齢者の安否確認を実施し、双方が持つ情報を共有することで、地域の高齢者の状況把握を行った。本連携をきっかけに、各機関が持つ情報を連携することの重要性や、緊急時の活動には日頃からの状況把握が重要であることを再確認した。

それらを踏まえて、民生委員と地域包括支援センター・高齢者見守り相談窓口が高齢者に係る名簿を共有化し、両者が連携して情報共有を図ることで、これまで以上に必要な支援を行うことができるようにする。具体的には、民生委員業務で活用している「友愛訪問名簿」及び地域包括支援センター・高齢者見守り相談窓口で活用している「地域包括支援センター見守り名簿・高齢者見守り相談窓口見守り名簿」の必要項目の見直し・項目追加を行うことで、平時からの支援・見守り活動を強化し、ひいては、災害時等の支援が必要な市民の見極めと安否確認・緊急対応をスムーズに行うものである。

2 目的

「友愛訪問名簿」及び「地域包括支援センター見守り名簿・高齢者見守り相談窓口見守り名簿」の掲載項目を見直し活用することで、民生委員と地域包括支援センター・高齢者見守り相談窓口の日頃からの関係性をより強固なものとし、地域の見守り能力の強化を図る。また、災害時にも連携が取りやすい体制を整備しておくことで、緊急時も平時と変わりなくスムーズな対応が行えるようになる。

3 「友愛訪問名簿」及び「地域包括支援センター見守り名簿・高齢者見守り相談窓口見守り名簿」の項目追加及び共有について

必要な情報を追加することで、見守りの必要性が高い方を見分ける精度が高まり、より質の高い支援が可能となる。また、民生委員の友愛訪問の結果の報告など、民生委員と地域包括支援センター・高齢者見守り相談窓口が平時の情報共有を行う際に用いることができるようになり、地域の見守り能力を強化することができる。

なお、個人情報保護の観点から、民生委員と地域包括支援センター・高齢者見守り相談窓口では、基本情報は共通とするが、追加項目については異なるものとする。

○ 対象者 ※対象者については友愛訪問名簿及び地域包括支援センター見守り名簿共通

対象者	変更点	対象者数
基準日時点で満75歳以上の単身高齢者世帯及び75歳以上のみ世帯	なし	13,982人 (世帯数：10,338世帯) ※R2年9月1日時点

※住所が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、医療施設にある者は除く

○ 名簿の項目 ※追加項目→ ()

	項目	提供課	名簿共有項目		
			民生委員 友愛訪問名簿	地域包括 見守り名簿	見守り相談窓口 見守り名簿
①	氏名	各課	○	○	○
②	住所		○	○	○
③	生年月日		○	○	○
③	年齢		○	○	○
④	性別		○	○	○
⑥	世帯主名		○	○	○
⑦	担当民生委員		○	○	○
⑧	担当包括名		○	○	○
⑨	要介護度	介護保険課	○	○	○
⑩	電話番号	障害福祉課・ 介護保険課	○	○	○
⑪	障害手帳情報	障害福祉課・	×	○	○
⑫	生活保護受給の有無	生活福祉課	×	○	○

○ 共有機関

<友愛訪問名簿>

	機関	備考
①	市役所（福祉総務課）	・関係課から情報提供を受け、名簿を作成
②	民生委員	・担当地域の名簿のみを共有 ・紙媒体で配布

<地域包括支援センター見守り名簿>

	機関	備考
①	市役所（高齢支援課）	・関係課から情報提供を受け、名簿を作成
②	地域包括支援センター	・担当地域の名簿のみを共有 ・電子媒体（専用システム内）で配布

<高齢者見守り相談窓口見守り名簿>

	機関	備考
①	市役所（高齢支援課）	・関係課から情報提供を受け、名簿を作成
②	高齢者見守り相談窓口	・担当地域の名簿のみを共有 ・電子媒体で配布

※毎年9月1日時点でデータを更新し、共有機関に配布し、古いリストは回収する。